

「パナソニック松愛会 三重麻雀部会」会 則

平成 27 年 9 月 1 日制定

平成 28 年 4 月 1 日改訂

- 第 1 条(名称) 本会の名称を「**パナソニック松愛会三重麻雀部会**」と称する
- 第 2 条(目的) 麻雀を通じて会員相互の親睦と交流を図り、頭を使う知的ゲームを通じて、健康維持向上を図る
- 第 3 条(会員) 会員は会の目的に賛同し継続して参加できること
- 第 4 条(役員) 本会は、登録された会員を以て構成され、以下の役員をおく
・部会長 1 名
・世話役 (案内、組合せ、成績集計) 会計役、ルール長役
(役員の選出) 世話役は月単位で優勝者が受け持つ 役員は会員の互選とする
(役員の任期) 2年を原則とする (留任可)
- 第 5 条(事業、活動) 会計年度は 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日とする
(定例会活動) 毎月 1 回 第一週 土曜日 13 時～17 時開催を基本とする
会場、会員の都合等で変更の場合もあり得るものとする
- 第 6 条(経費) 本会に必要な活動経費は以下の会費等をもってあてる
(1)入会費 1, 000円(初回参加時に支払う)
(2)月例会費 **2, 000円** (会場費・賞品代を含む)
(3)その他 会の運営上必要とする場合は事前に部会長、役員で協議し会員総数の過半数以上の同意を得て臨時徴収できる
- 第 7 条(合議) 役員選出、活動報告、会運営の合議の為、総会を招集する
また、部会長が認めた重大事項が発生した場合は、臨時総会を招集できる
但し、総会、臨時総会は定例の麻雀**部会**開催時でも可とする
- 第 8 条(会則) 会則、ルールの変更には、会員総数の過半数以上の同意を必要とする
- 第 9 条(表彰) 上期(4～9月)・下期(10～3月)として表彰・賞品を贈呈する
- 第 10 条(附則) ・麻雀**部会**のルールは別紙付表ルール規約に基づく
(活動当日に疑義が生じた場合はルール長が判断する)
・お世話係は次回開催案内し、当日の組合わせを作成する
・定例会の出欠席は、事前にお世話係、または他の会員に連絡する
・3回連続の無断不参加は、退会したものとし、諸連絡は行わない
・入会、退会、休会は本人の申請により随時可能とする
- 第 11 条(その他) ・競技中、待ち時間の喫煙は可能とするが、ご本人様と会員相互の健康維持の為に、極力喫煙は控えるものとする
・自家用車、自転車の運転者は競技中、往復路のアルコールは厳禁とする

*この会則は平成 27 年 9 月 1 日より施行する

以上